

第9回十和田市老人福祉大会（長寿を祝う会）

☎高齡介護課 ☎51 6720

とき 9月26日(木) 午後1時30分～
ところ 市民文化センター

内容▶式典▶アトラクション
▶昔なつかしい歌とトークショー

会場へはバスをご利用ください。
乗車場所と時刻は次のとおりです。

1号車

乗車場所	出発時刻
休屋（十和田湖）	11：40
宇樽部停留所	11：47
焼山停留所	12：21
十和田湖温泉郷停留所	12：23
桂月橋停留所	12：24
片貝沢停留所	12：28
百目木停留所	12：34
両泉寺停留所	12：36
法量停留所	12：38
十和田湖公民館停留所	12：42
十和田湖支所前停留所	12：44
奥入瀬ろまんパーク停留所	12：45
上沢田入口停留所	12：47
十和田西高入口停留所	12：50
中楸停留所	12：55
佐井幅停留所	12：58

2号車①

洞内本村停留所	11：40
立崎停留所	11：45
大下内わ会館	11：55
高清水駅前停留所	12：05
高清水本村入口停留所	12：08

※どなたでも参加できます

2号車②

乗車場所	出発時刻
沢田停留所	12：45
二ツ家停留所	12：50
西高通り停留所	12：53
下洗停留所	12：55
新屋敷停留所	12：58
三日市停留所	13：00
三日市川原停留所	13：02
赤沼停留所	13：05

3号車

大沢田本村停留所	12：20
芋久保停留所	12：23
東池ノ平停留所	12：25
五十貫田停留所	12：31
小田入口・樽石集会所	12：39
白山商店・深持ふれあいセンター	12：40
深持郵便局前	12：45
板ノ沢転作営農改善センター	12：47
豊栄停留所	12：52
晴山神社前	13：00
七郷停留所	13：02



4号車

乗車場所	出発時刻
一本松停留所	12：00
伝法寺小学校前停留所	12：05
伝法寺停留所	12：10
大窪停留所	12：15
藤島停留所	12：20
六日町停留所	12：35
相坂コミュニティ会館前停留所	12：45
相坂上講会堂	12：50

5号車

旧向切田停留所	12：00
旧下切田停留所	12：03
切田農協前	12：05
旧寺地停留所・上館生活改善センター	12：10
杉ノ木停留所・明戸停留所	12：15
平山停留所・笹畑停留所	12：20
赤伏停留所・館停留所	12：30
松屋敷停留所	12：40
種原公民館～米田向町停留所	12：45

断します。この制度の特徴は、原則3回以内の期日で迅速な解決をすること、裁判官だけでなく労働関係の専門的な知識経験を有する労働審判員2人（労働者側1人と使用者側1人）が関与することがあります。労働審判員は、裁判官が必ずしも通じていない労働関係の実態についての専門的な知識や経験を基に、紛争解決に向けた意見を述べるなどします。

あなたの街の法律相談



～第9回～

市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は、「労働審判」についてです。

☎まちづくり支援課 ☎6777

Q 勤め先が残業代をきちんと支払ってくれません。労働審判という制度があると聞いたのですが、どのような制度ですか。

A 労働者と使用者の間で生じた労働に関する紛争を扱う裁判手続です。原則として3回以内の期日で調停による解決を試み、労働者・使用者双方、裁判官、労働審判員を交えて解決策について合意形成を目指します。調停が成立しない場合、審判といて双方の主張や証拠から裁判官が判断します。この制度の特徴は、原則3回以内の期日で迅速な解決をすること、裁判官だけでなく労働関係の専門的な知識経験を有する労働審判員2人（労働者側1人と使用者側1人）が関与することがあります。労働審判員は、裁判官が必ずしも通じていない労働関係の実態についての専門的な知識や経験を基に、紛争解決に向けた意見を述べるなどします。

Q 裁判所に申し立てをするとその後どのような流れになるのですか。

A 申し立てをすると第1回期日が指定され、裁判所から相手方に対し労働審判が申し立てられたことを知らせる文書が送られます。その後、第1回期日までの間に申立人・相手方双方ともできる限り文書や証拠を提出します。

Q 審判の結果に不満がある場合にはどうすればいいですか。

A 審判から2週間以内に裁判所に対して異議申し立てをすることができます。異議申し立てがなされると通常の民事訴訟に移行します。

Q 自分で労働審判を申し立てることは可能ですか。

A 可能です。しかし3回以内の期日という短期間で紛争の解決を図るため事前の準備が重要となります。具体的には、申し立ての時点か遅くとも第1回期日の前までには文書や証拠のほとんどを提出しておく必要があります。申し立てをする場合、事前に弁護士に相談した方がいいでしょう。

（文責…弁護士 花生 耕子）
いずみ法律事務所 ☎6558